

地位確認等請求事件
原告 松竹 伸幸
被告 日本共産党

証拠説明書（甲１～甲７）

令和6年3月7日

東京地方裁判所民事部 御中

原告訴訟代理人 弁護士 平 裕介

同 弁護士 伊藤 建

(連絡担当) 同 弁護士 堀田 有大

号 証	標 目	年月日 作成者	立 証 趣 旨
甲 1	書籍『シン・日本共産党宣言 ヒラ党員が党首公選を求め立候補する理由』 (本件書籍)	写し R5(2023).1.19 原告	原告が本件書籍を出版したこと。 原告の本件書籍における主張内容。
甲 2	除名処分通知書 (本件除名通知書)	写し R5(2023).2.26 本件地区委員会	本件地区委員会が原告を除名処分したこと。 本件除名通知書が本件除名処分の根拠事実と本件各規約の適用関係を明らかにしていないこと。
甲 3	日本共産党規約	写し H12(2000)11.24 被告	被告の規約内容。 被告の党員に対する処分及び党員の再審査請求における手続き。 被告が除名処分は最も慎重におこなわなくてはならないと規定していること等。
甲 4	日本共産党比例代表候補の名簿掲載順位	写し R3(2021).10.19 被告	2021(令和3)年衆議院議員選挙における被告の前党首志位和夫氏の名簿掲載順位が1であったこと。

甲5	平成28年東京地裁判決文 (東京地判平成28年1月18日労判1139号82頁)	写し	ウエストロー・ジャパン	憲法が保障する権利を制約する規約の適用範囲は限定されなければならないこと。 対国家との関係であれば憲法13条の幸福追求権として保障される自由であることから、禁止条項に違反した相手方に損害賠償請求ができる場合を「積極的に損害を生じさせようとして意図的に損害を生じさせようとの意図を持って殊更にこれを公にした」などの「害意」がある場合に限定していること。
甲6の1	しんぶん赤旗記事 (本件記事①)	写し	R5(2023).1.21 被告	被告が本件記事①の公表により原告の名誉等を毀損したこと。 被告が原告の名誉等を毀損した表現内容。
甲6の2	しんぶん赤旗記事 (本件記事②)	写し	R5(2023).2.8 被告	被告が本件記事②の公表により原告の名誉等を毀損したこと。 被告が原告の名誉等を毀損した表現内容。
甲6の3	しんぶん赤旗記事 (本件記事③)	写し	R5(2023).2.19 被告	被告が本件記事③の公表により原告の名誉等を毀損したこと。 被告が原告の名誉等を毀損した表現内容。
甲6の4	しんぶん赤旗記事 (本件記事④)	写し	R5(2023).2.26 被告	被告が本件記事④の公表により原告の名誉等を毀損したこと。 被告が原告の名誉等を毀損した表現内容。
甲6の5	しんぶん赤旗記事 (本件記事⑤)	写し	R5(2023).12.1 被告	被告が本件記事⑤の公表により原告の名誉等を毀損したこと。 被告が原告の名誉等を毀損した表現内容。
甲7	書籍『名誉毀損の慰謝料算定』 (抜粋)	写し	H27(2015).10.23 西口元・小賀野晶一・眞田範行	名誉毀損における損害額の算定式は各判決の分析に基づき「被害者属性別中央値±伝播性・影響力の強弱±加害行為の悪質性」であること。

以上